NEWS RELEASE





国土交通省 近畿運輸局

問い合わせ先

(所属)自動車監査指導部

(電話) 06-6949-6449

厚生労働省 大阪労働局

問い合わせ先

(所属) 労働基準部監督課 安全課

(電話)06-6949-6490

平成26年9月10日

近畿運輸局及び各府県労働局が共同で荷主関係団体へ要請

貨物自動車運送事業における過労運転防止 及び荷役作業による労働災害防止のための協力要請について

つちや ともみ なかおき ごう 近畿運輸局(局長 土屋 知省)及び大阪労働局(局長 中沖 剛)を始めとする近畿2府4県各労 働局は、貨物自動車運送事業(トラック運送事業)における過労運転防止及び荷役作業による労働災害 の防止のため、貨物運送業務を発注する荷主団体(計203団体)に対して、発注条件等への配慮につい て、協力要請を行いましたのでお知らせします。

1.トラック運転者の労働時間

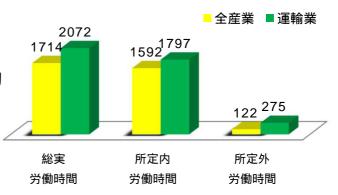
平成25年大阪府内の労働時間をみると、 全産業における年間総実労働時間は 1,714時間であるのに対し、運輸業は 2,072時間です。

トラック運転者等、運輸業に従事する労働者は、<u>ほかの労働者に比べ年間358時間も</u>労働時間が長いことがわかります(図1)。

長時間労働による過労運転は、交通事故につながることから、社会的に改善が求められています。

トラック運転者が長時間労働をする原因の 一つとして、集荷・配達時間等の厳しい発注 条件があることが指摘されています。

図1 年間総実労働時間(平成25年・大阪)



2.トラック運転者の労働災害

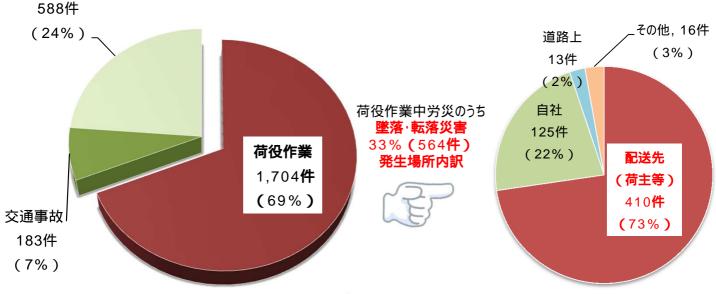
平成25年、近畿2府4県内では、トラック運送事業の労働災害が2,475件発生しました。その内訳をみると、<u>荷の積み卸し(荷役作業)中の災害が69%</u>を占め、交通事故7%を大きく上回っています。

また、荷役作業中の労働災害としては、<u>墜落・転落が564件</u>で最も多く、その発生場所内訳をみていくと、約4分の3が配送先(荷主等)で起こっています。

このため、労働災害防止には、<u>荷役作業時の作業環境を管理する荷主等の積極的な関与が</u>不可欠といえます。

トラック運送業労働災害(2,475件)の内訳

その他 (近畿·平成25年)



3.要請のポイント

トラック運転者の過労運転防止のために

- ●発注条件の明示
- ●無理のない到着時間の設定
- ●荷受け、積卸し時間の設定
- ●トラック運送事業者の選定
- ●適切な運賃等の収受(燃料サーチャージ制の導入等)

労働災害の防止のために

- •安全管理体制整備
- •墜落防止対策
- フォークリフトによる労働災害防止対策

添付資料 荷主要請文(写し)



近 運 自 監 第 3 1 1 号 大 労 発 基 0 9 1 0 第 1 号 平 成 2 6 年 9 月 1 0 日

荷主関係団体 代表者 殿

近畿運輸局長

大阪労働局長

貨物自動車運送事業における過労運転防止及び荷役作業 による労働災害防止について(協力要請)

平素は、運輸行政及び労働行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申 し上げます。

さて、貨物自動車運送事業(トラック運送事業)は、国内の産業を支える基幹 的な事業の一つとして、国民の生活に多大な貢献をしてきております。

しかし、その反面でトラック運送事業における労働時間の現状は、他産業と比較して長時間であり、過労運転が交通事故の要因の一つともなっています。その背景には集荷・配達時間等発注条件の制約があることが指摘されています。

また、トラック運転者の安全面につきましては、近畿のトラック運送事業における労働災害の約7割が荷役作業中に発生していますが、その中でも最も多くを占める墜落・転落災害の約7割が、荷主等の配送先で発生しています。(資料1参照)

安全運行を阻害するトラック運転者の過労運転の防止及び荷役作業による労働 災害の防止を図るためには、トラック運送事業者の自主的な改善取組に加え、 発注条件等の面での十分な配慮について、荷主の皆様の御理解、御協力が不可 欠と考えており、要請させていただく次第です。

今般の要請趣旨につきまして、御理解と格別の御配慮をいただき、貴団体傘下の会員各社への下記事項についての周知方、よろしくお願い申し上げます。

1 トラック運転者の過労運転防止のために

運送の発注にあたっては、安全で適切な運行計画を立てることができるよう に発注条件をあらかじめ明確にしたものとするとともに、次の事項に配慮した ものとしていただくこと。

(1) 発注条件の明示

急な発注条件の変更がないようにしていただくこと。

(2) 無理のない到着時間の設定

安全な運行を確保するためにトラック運転者の休憩時間、運行経路の渋滞等を考慮した到着時間を設定していただくこと。

到着時間の遅延が見込まれる場合、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準告示」といいます(資料2参照)。)等を遵守した安全運行が確保されるよう到着時間の再設定、ルート変更を行うなど柔軟に対応していただくこと。

(3) 荷受け、積卸し時間の設定

荷待ち時間及び積卸し時間等の手待ち時間を少なくすることができるように、荷受け、積卸しの時間帯を設定していただくこと。

積込み・積卸し作業の遅延により予定時間に出発できない場合、到着時間の再設定等を行うとともに、トラック車両を荷主の敷地内で待機できるようにしていただくこと。

(4) トラック運送事業者の選定

トラック事業者の選定にあたっては、「改善基準告示」等の遵守、「社会保険」や「労働保険」に加入していることなど、法令を遵守している事業者であることを前提に選定していただくこと。

なお、トラック運送事業には「安全性優良事業所の認定(Gマーク)制度」がありますので、選考の参考の一つにしてください。

(5) 適切な運賃等の収受(燃料サーチャージ制の導入等)

運送契約においては、安全で安定した輸送を確保するため、「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」及び「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」の趣旨を踏まえ、輸送原価が反映された運賃額並びに燃料上昇分を転嫁するための燃料サーチャージ制の導入を促進していただき、また、契約条件等について書面化する等、より良い信頼関係の中で、運送契約を締結していただくこと。

2 労働災害の防止のために

(1) 安全管理体制

荷主等の安全管理者等の中から、荷役災害防止の担当者を指名していただき、トラック運転者が行う荷役作業の連絡調整や巡視を行っていただくこと。 なお、連絡調整については、「安全作業連絡書」(資料3参照)を活用してください。

(2) 墜落防止対策

昇降設備、安全帯取付設備(親綱、フック等)の設置等プラットホーム、 荷台における墜落・転落防止のための施設・設備を用意していただくこと。

(3) フォークリフトによる労働災害防止対策

フォークリフト使用のルール(制限速度、安全通路等)を定めて、見やすい場所に掲示していただくこと。

通路の死角にはミラーを設置いただくこと。 フォークリフト走行場所と歩行通路を区分していただくこと。

参考資料

- 1.安全性優良事業所の認定(Gマーク)について (http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000013.html)
- 2. 「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」 (http://www.mlit.go.jp/common/000017296.pdf)
- 3. 「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」 (http://www.mlit.go.jp/common/000211177.pdf)
- 4. 「安全運行パートナーシップ・ガイドライン」 (<u>http://www.mlit.go.jp/common/000021502.pdf</u>)
- 5.「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」 (http://www.mlit.go.jp/common/001024950.pdf)
- 6.「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」 (http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/040330-10.pdf)
- 7.「交通労働災害防止のためのガイドライン」
 (http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130912-01.html)
- 8.「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」 (http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/ 130605-2.html)

【問い合わせ先】

近畿運輸局 自動車監査指導部 電話番号06-6949-6449

大阪労働局労働基準部 監督課 電話番号 0 6 - 6 9 4 9 - 6 4 9 0

表 1 陸運業の荷役作業における労働災害発生状況 (平成 2 5 年 近畿)

	件数·割合	
休業4日以上の死傷災	19,169	
休業4日	2,475	
	休業4日以上	2,458
	死亡災害	17
全産	業に占める陸運業の割合	12.9%
	墜落·転落	564
	はさまれ・巻き込まれ	259
	転倒	224
荷役作業	激突	116
	反動等	297
	飛来等	122
	激突され	122
	荷役作業合計	1,704
र्त	68.8%	
	183	
	588	
荷役作業	33.1%	

陸運業における休業4日以上の死傷災害(2,475件)の内訳 (平成25年 近畿)

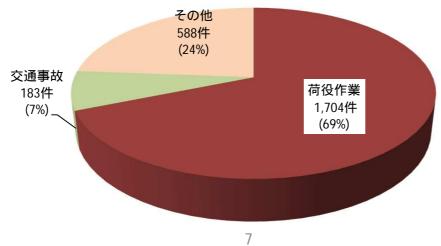


表 2 陸運業における荷役作業の事故の型別災害発生状況 (平成 2 5 年 近畿)

事故の型別	墜落·転落	はさまれ	転 倒	激突	動作の 反動等	飛 来	激突され	合計	陸運業 全体
合計	564	259	224	116	297	122	122	1704	2475

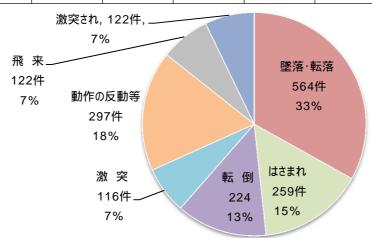


表3 陸運業における荷役作業中の墜落・転落による労働災害発生場所(平成25年 近畿)

発生場所	配送先 (荷主等)	自社	道路上	その他	合 計
合計	410	125	13	16	564

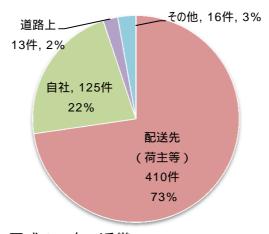


表4 墜落・転落災害の死傷程度(平成25年 近畿)

死傷程度	4日以上 2週未満	2週以上 1か月未満	1か月以上 2か月未満	2か月以上 6か月未満	6か月以上	が月以上 死亡	
近畿	56	142	147	202	16	1	564



自動車運転者の労働時間等基準の概要

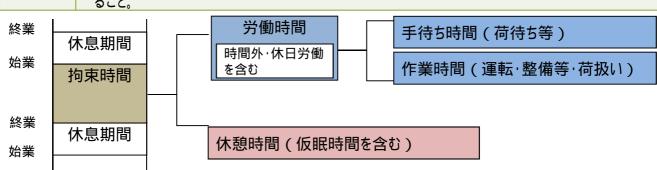
資料 2

1 労働基準法による労働時間の基準 (労働基準法第32条、36条)

労働時間	休憩時間を除いて1日8時間、1週40時間
時間外·休日労働	労使協定で定めた限度内

2 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)(H1.2.9労働省告示第7号) 貨物自動車運送事業については、上記のほかに告示により自動車運転者の拘束時間や運転時間等の 基準が定められています。

区分	主な内容
総 拘 束 問	1か月 293時間以内 (労使協定を締結した場合には、1年のうち6か月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間 を超えない範囲で1か月320時間まで延長可)
最 大 拘束 時 間	1日 原則 13 時間以内 延長する場合でも 最大 16 時間以内 (15時間超えは1週2回まで)
休息期間	1日の休息期間は、継続8時間以上 (運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるように)
最大運転時間	1日の運転時間は、2日平均で9時間以内 1週間の運転時間は、2週間毎の平均で44時間以内
連続運転時間	運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に30分以上の休憩等を確保 (分割する場合は1回につき10分以上の休憩で合計30分以上)
特例	分割休息期間 業務の必要上、勤務の終了後継続した8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合、一定期間(原則として2週間から4週間程度)における全勤務回数の2分の1の回数を限度として、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間経過直後に分割付与可。この場合、分割された休息期間は、1日において1回当たり継続4時間以上、合計10時間以上。 2人乗務 1日の最大拘束時間を20時間まで延長可。休息期間を4時間に短縮可(ただし、車輌内に身体を伸ばして休息できる設備がある場合に限る)。 隔日勤務の特例 業務の必要上、やむを得ない場合には、隔日勤務をさせることが可。この場合、2暦日における拘束時間が21時間を超えず、勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与えること。



拘束時間: 始業時刻から終業時刻までの時間。 運転時間、荷役作業時間、手待ち時間及び休憩時間を

合計した時間。

休息期間:終業後、次の勤務までの時間。睡眠時間を含む生活時間となり、労働者にとって全く自由な時間

となる。

安全作業連絡書(例)

この安全作業連絡書は、荷の積卸し作業の効率化と安全確保を図る観点から荷主又は配送先の作業環境に関する情報をあらかじめ陸運事業者の労働者であるドライバーに提供するためのものです。

発 地					着	Ī	ţ	也				
	積込作業月日	(月)		日]	取卸作業月日	(月			日
積込開始時刻			時	分]	取卸開始時刻		時		分	
積込終了時刻			時	分]	取卸終了時刻		時		分	
積込場所		1. 2.	<u>屋内 2.</u> 荷主専用荷 トラックターミナル その他(屋外 捌場)		取卸場所		-	用荷	<u>屋外</u> 捌場 の)	他
	品名											
	(危険・有害性)	有	・無())						
積 荷	数_量総重量			- k	g (kg/個	`				
"		1	バラ 2. ハ	゜レタイス゛	3	7	<u> </u>)				$\overline{}$
	積付	' '	/\/\/\ \ /\		٥.	٠	. 0016 (
積	作業の分担	側	荷主側 2. 荷主・運送		司	双即乍業	作業の分担	側	荷主側 荷主・運	送美	運送第 者共[
上 作	作業者数		名			即上	作業者数			名		
込 作 業	使用荷役機械		・無 フォークリフト そ	の)	他	業	使用荷役機 械		・無 フォークリフト そ)	の	他
	免許資格等	3.	フォークリフト 2 はい作業 その他	·. 玉掛)	lt	5	免許資格等	3.	フォークリフト はい作業 その他		玉掛	†
その他特記	事 <u>項</u> 「安全靴、保護帽	を着	開のこと」	など安	全上	のì	注意等を記入	する	こと。			